

契約の対象となる共同住宅等	
水道番号	親メーター： _____ 子メーター： _____ ~ _____
契約番号	_____
名称	_____
所在地	_____
本契約の期間	<p>年 月 日から 年 月 日まで</p> <p>本契約期間が満了する日の前2か月前までに、甲又は乙いずれからも意思表示がないときは、契約期間を更に1年間継続するものとし、以後も同様とする。</p>
備考	

## 共同住宅等における各戸検針及び水道料金等徴収に関する契約書

宜野湾市上下水道事業管理者(以下「甲」という。)と共同住宅等の給水装置所有者又は管理組合代表者(以下「乙」という。)は、共同住宅等における各戸検針及び水道料金等徴収に関する取扱規程(以下「取扱規程」という。)第6条の規定に基づき、共同住宅等における各戸検針及び水道料金等徴収に関する契約(以下「各戸検針契約」という。)を次のとおり締結する。

### (定義)

第1条 この契約書において使用する用語の定義は、共同住宅等における各戸検針及び水道料金等徴収に関する取扱規程において使用する用語の例による。

### (適用)

第2条 この契約は、共同住宅等の全体を同一給水装置により直接給水を受けるもの、又は同一給水装置と連結された同一受水槽若しくは同一とみなすことができる受水槽以下の装置により給水を受けるものを対象とする全戸に一括適用する。

### (水道メーターの設置)

第3条 甲は、親メーターを設置し、乙に貸与する。

2 乙は、各戸に甲が定める設置基準に適合した子メーターを設置する。子メーターは、直読式又は遠隔指示式メーターいずれかの同一機種とする。

3 子メーターは、各戸の屋外に各戸ごと、甲が認める場所に設置し、乙、管理責任者又は使用者が不在でも検針、開閉栓及び取替が行えるようにする。

### (管理責任者の届出)

第4条 乙は、共同住宅等の給水装置、受水槽以下の装置の維持管理及び取扱規程の運用を円滑に行うために、取扱規程第9条の規定に基づき管理責任者を選定し、甲に届け出なければならない。管理責任者に変更が生じた場合も同様とする。

### (受水槽以下の装置等の管理責任)

第5条 乙又は管理責任者は、共同住宅等が受水槽を設置する場合、受水槽以下の水質の保全並びに当該共同住宅等の給水設備について、責任をもって管理しなければならない。

2 乙又は管理責任者は、その責任において子メーター及び集中検針盤の破損、故障及び不鮮明等がないように管理しなければならない。

3 乙又は管理責任者は、子メーターの検定有効期間について十分に把握し、検定有効期間満了前に、その責任において遅滞なく取替しなければならない。

い。

- 4 乙は、前3項について、甲より改善指示を受けた場合は、乙の費用により速やかに修理(取替)等の必要な措置をしなければならない。

(検針、水道料金等の算定及び徴収等)

第6条 甲は、親メーターの検針と並行して、乙が設置した子メーター又は集中検針盤で検針を行い、その指示水量により水道料金等を使用者より徴収する。この場合の水道料金等の算定については、私設消火栓、応急給水用散水栓及び貯水槽清掃に使用するものを除いて、給水条例第24条第1項及び第25条、第27条を準用するものとする。

- 2 差水量が親メーターの指示水量の8パーセントを超える水量が生じた場合は、その超えた水量に対し親メーター用途の超過料金を甲は、乙から徴収するものとする。

- 3 子メーター異常及びその他の理由で子メーターの検針ができない場合は、甲は使用水量を認定して水道料金等を算定することができるものとする。

- 4 乙及び使用者は、水道料金等の収納方法は口座振替とするものとする。ただし、甲が特に必要と認める場合においては、指定する納額告知書等により、収納することができる。

- 5 この契約が解除の際は、事前に期日を定めて既に発生している使用者の水道料金等について、乙の責任において一括して清算しなければならない。この場合の水道料金等の収納方法は、原則として上下水道局窓口において直接支払いをするものとする。ただし、甲が特に必要と認める場合においては、指定する納額告知書等により、収納することができる。

- 6 この契約に定めがないものについては、取扱規程に定めるものを除くほか給水条例及び下水道条例によるものとする。

(水道料金等滞納の場合の措置)

第7条 水道料金の滞納が生じたときは、甲は当該使用者への給水を停止することができる。

- 2 甲が指定する日までに使用者が水道料金等を納入しないときは、乙は当該使用者と連帯して納入義務を負うものとする。なお、使用者の滞納情報等の提供については、乙の申請に基づき、甲が認めた場合に提供するものとし、甲が通知義務を負うものではない。

- 3 乙が契約解除に伴う水道料金等の一括した清算金を支払わないときは、甲は当該共同住宅等に対して、給水を停止することができる。

- 4 前項により乙、管理責任者及び使用者に対し損害及び紛争が生ずることがあっても、甲はその責任を負わない。

(乙及び管理責任者の責務等について)

第8条 乙及び管理責任者は、その責任において次の事項を行う。

- (1) 使用者に対し各戸検針制度及び各戸検針契約の内容を十分に説明し、周知すること。また、既設共同住宅等で使用者が入居等している場合は、同意書により同意を得ること。
- (2) 使用者に水道料金等の未納があるときは、当該使用者に対し、水道料金等を早期に完納を促す等の協力をすること
- (3) 使用者との入居に関する契約等において、退去時における水道料金等の清算及び完納証明等の提出を規定する等、使用者の水道料金等の未納が発生しないようにする措置を講じること。
- (4) 申請内容について変更がある場合は、その責任において事前に甲が指定する書類にて届け出し許可を受けること。
- (5) 建物エントランス等のオートロック式扉等に施錠がされている場合又はその解錠方法に変更が生じた場合、乙、管理責任者又は使用者が常に解錠可能であっても、全ての解錠方法について、鍵又は暗証番号等を甲が指定する書類と一緒に提出すること。
- (6) 使用者の入居及び退去における水道の使用中止、水道料金等清算及び使用開始の手続きについて、遅滞なく届け出又は届け出させること。
- (7) 給水装置及び受水槽以下の装置における漏水発生防止措置を講じること。
- (8) 水道使用開始の開栓の際は、給水設備の給水栓(蛇口等)が閉じていることを確認し、開栓時における漏水事故(蛇口等の閉め忘れによる水の出しっぱなし等)の発生防止措置を講じること。
- (9) 子メーターは、検定有効期限等について計量法を遵守しなければならない。
- (10) 子メーター及び集中検針盤は、検定有効期間満了前、破損、故障及び不鮮明等、又は甲より改善指示を受けた場合、乙は、その責任において速やかに取替等の必要な措置をしなければならない。また実施後は、速やかに甲に報告すること。
- (11) 貯水槽の点検及び清掃は年1回以上行うものとし、その実施について事前に甲へ届け出し、実施後は届け出及び水道料金を清算すること。
- (12) 使用者より、各戸検針制度の業務運営について苦情があるときは、その対応及び解決に取り組むこと。
- (13) この契約及び取扱規程を遵守し、各戸検針制度の円滑な運用に協力すること。

(契約者の変更)

第9条 乙に変更が生じたとき、かつ、その変更後も各戸検針契約継続を受け

ようとする場合は、乙及び変更後給水装置所有者等は、互いに協力し、変更の手続きをしなければならない。甲の指定する様式により届け出し、各戸検針契約の再契約を行わなければならない。

2 前項の手続きが行われない場合、甲は各戸検針制度の運用継続又は契約を解除することができる。

(契約の変更及び解除)

第10条 給水条例、下水道条例、その他関係法令等に変更があった場合は、その内容に適合するように契約の変更がなされたものとみなす。

2 乙、管理責任者又は使用者が、この契約又は取扱規程、給水条例、下水道条例、その他関係法令等を遵守しない場合において、甲の通知後も速やかに是正しないときは、甲は、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、乙、管理責任者又は使用者の異議の申し立ては一切これをみとめない。

3 前2項により、乙、管理責任者及び使用者に損害及び紛争が生じても、甲はその責任を負わない。

(協議)

第11条 この契約及び取扱規程に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(契約の期間)

第12条 本契約の期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。ただし、本契約期間が満了する日の前2か月前までに、甲又は乙いずれからも意思表示がないときは、契約期間を更に1年間継続するものとし、以後も同様とする。

この契約の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

年 月 日

甲(住所) 沖縄県宜野湾市字野嵩730番地  
(氏名) 宜野湾市上下水道事業管理者  
上下水道局長 島袋 清松

乙(住所)  
(氏名)

実印